

令和 7 年第 4 回定例会

斑鳩町議会会議録

令和 7 年 9 月 4 日

午前 9 時 00 分開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (12名)

1 番	溝 部 真紀子	2 番	齋 藤 文 夫
3 番	中 川 靖 広	4 番	小 城 世 督
5 番	伴 吉 晴	7 番	嶋 田 善 行
8 番	井 上 卓 也	9 番	横 田 敏 文
10 番	宮 崎 和 彦	11 番	濱 真理子
12 番	木 澤 正 男	13 番	奥 村 容 子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福 田 善 行 係 長 吉 川 也 子

---

1, 地方自治法第 121 条による出席者

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 恵 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	西 卷 昭 男
総 務 課 長	松 岡 洋 右	安全安心課長	曾 谷 博 一
政策財政課長	中 尾 歩 美	税 務 課 長	真 弓 啓
住 民 生 活 部 長	中 原 潤	住 民 生 活 部 次 長	北 典 子
福 祉 課 長	大 塚 美 季	子 育 て 支 援 課 長	佐 谷 容 子
国 保 医 療 課 長	猪 川 恭 弘	住 民 課 長	峯 川 敏 明
都 市 建 設 部 長	上 田 俊 雄	建 設 農 林 課 長	田 口 三 十 士
都 市 創 生 課 長	手 塚 仁	地 域 振 興 課 長	福 居 哲 也
会 計 管 理 者	安 藤 晴 康	教 育 次 長	本 庄 徳 光
教 委 総 務 課 長	仲 村 佳 真		

---

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕1番 溝部議員

1. ふるさと納税について

(1) 斑鳩町の現状について。

①現状の収支や、他市町村と比較した場合の斑鳩町の問題点の分析について。

(2) 改善策について。

①ポータルサイト内での掲載内容の工夫について。

②現地決済型ふるさと納税の拡大計画について。

③PR活動の強化。観光施策や地域イベントと連動した発信、SNSや動画配信、インフルエンサーとの協同など戦略的なPR活動の可能性について。

④寄付者との継続的な繋がりづくりについて。

⑤企業版ふるさと納税について。

⑥共通返礼品についての検討や県との取り組みについて。

⑦コンサル委託について。

(3) 今後の目標について、どのような戦略や計画を描いているのか。

2. 世界遺産法隆寺を核とした、にぎわいと活力の創出について

(1) 第5次総合計画に掲げた重点施策である法隆寺を核とした、にぎわいと活力の創出についての目標指標の実績とその評価について。

(2) 目標指標の実現に向けた取り組みについて。

(3) 法隆寺門前県道整備の進捗について。

〔2〕13番 奥村議員

1. ドローンの活用について

(1) 町として国へドローン補助金の申請を出したものの、採択されなかつたが、町として予算を充てることはできないのか伺う。

2. 落雷事故防止について

(1) 落雷事故の防止のための学校の取り組みについて伺う。

3. 町立中学校の制服の見直しについて

(1) 町立中学校の制服の見直しの進捗状況について伺う。

[ 3 ] 12番 木澤議員

1. 防災対策・防災教育について

( 1 ) 小・中学校での防災教育の取り組みについて。

( 2 ) 車中泊避難者への対応について。

2. 子ども誰でも通園制度について

( 1 ) 制度の概要と長所・短所について。

( 2 ) 一時預かり事業との違いについて。

( 3 ) 利用ニーズの把握について。

( 4 ) 制度実施に向けた進捗状況と今後のスケジュールについて。

( 5 ) 総合支援システムの導入について。

( 6 ) 国から支給される乳児等支援給付費だけでは事前の面談等にかかる費用を賄えず、子どもの安全を守るために十分な運営が確保できないとの指摘があるが、町は今後どのように対応していくと考えているか。

3. 国民健康保険被保険者証について

( 1 ) 厚生労働省が今年7月31日で期限が切れる保険証でも医療機関を受診できるよう事務連絡を発出したとのことだが、どのような理由・目的でこうした対応がなされたのか。また、被保険者への周知等はなされているのか。

4. 外国人の人権の尊重について

( 1 ) 在留外国人の状況（過去3年間の人口推移、国籍別内訳）について。

( 2 ) 在留外国人への税の優遇措置があるのか。

( 3 ) 生活保護受給世帯のうち外国籍の世帯の割合について。また、外国籍世帯に対して生活保護申請が優遇される制度があるのか。

( 4 ) 参議院選挙で見られたような排外的なヘイトスピーチや過剰なデマに対する町の見解は。

[ 4 ] 5番 伴議員

1. 斑鳩町国土強靭化地域計画について

( 1 ) 令和3年3月に斑鳩町国土強靭化計画が施行されて、今年7月に改正されたが、この3年間で町施策に反映されたものを伺う。

( 2 ) 当町に関わる各断層帯からの地震が発生した場合の人的被害、建物被害、

避難人口、ライフライン被害が想定される数値を出してあるが、その対策について伺う。

(3) 計画を実行することによるこれからのまちづくり、町民が安心して暮らせるまちづくりについて伺う。

## [5] 2番 齋藤議員

### 1. 奈良県平成緊急内水対策の推進について

(1) 大和川流域の遊水地整備の進捗状況と完成までの計画について。

(2) 大和川流域の貯留施設の進捗状況と完成までの計画について。

(3) 斑鳩町が法隆寺北1丁目で取り組んできた貯留施設の平時の有効活用について。

### 2. 協働のまちづくりの活性化について

(1) 協働のまちづくり条例制定以来10年間で活動提案事業が採択された団体数と現在の活動状況について。

(2) 協働のまちづくり発足に掲げた目標と対比した現在の進捗状況について。

(3) 協働のまちづくりの活性化策について。

### 3. 下司田池の有効活用について

(1) 下司田池の有効活用について。

(2) 有効活用に向けての計画について。

### 4. 避難生活の良好な環境確保について

(1) 「避難場所の支援」から「避難者個人に目を向けた支援」への転換について。

(2) 住民の声を反映した住民参加の避難所運営について。

(3) 福祉避難所の現状について。

(4) 人道支援における国際的な最低基準である「スフィア基準」の確保について。

## [6] 11番 濱議員

### 1. 定住促進について

(1) 結婚新生活支援事業について。

①若年夫婦世帯・子育て世帯への定住促進・結婚支援・家賃助成について。

(2) 家賃助成終了時以降等について新築あるいはリフォームで取得された世帯への助成について。

(3) 全国で実施自治体が増えてます。当町での積極的な取組みについての考えはいかがですか。

## 2. 低所得者・生保受給者等への更なる支援について

(1) コロナ禍のもとで物価高騰は始まりましたが現在はそれをはるかに超えるものです。猛暑の中でのエアコンの電気代・寒い時の灯油代を大きく上回る食品の価格高騰は消費者だけでなく加工業者や生産者をも窮地に立たされているのが現実です。高齢者世帯では介護を減らし負担金を少なくするなどが聞かれます。町としての解決策の審議はされていますか。

(2) 生活保護費の過去に切り下げられたことについて違法であると判決がでました。生活保護の基本保護費を下回る収入で生活されておられる方はまだまだ多くおられます。住民へ当然の権利をしっかり示すことを要望したいが、町の見解は。

## 3. 非核平和の展示取り組みについて

(1) 毎年の平和の取組みにご協力ありがとうございます。今後の取組みに対して町からのご意見等もいただきながら更に充実していきたいとの主催者からの声です。町のかかわりを、また、現在の展示への思いをお聞かせください。

---

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずひとつ目、ふるさと納税についてです。

総務省のホームページには、「ふるさと納税制度が、今は都会に住んでいても自分を育んでくれた故郷に、自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないか。そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのがふるさと納税です」などの記載がありますが、自分のもともとの故郷に納税するという趣旨から大分離れた制度になっているのではないかという思いと、斑鳩町にとってこの制度自体が大変厳しい、難しい制度であるなという思いがあります。とはいえ、この制度は存在する以上は何とか税収を増やすため、工夫し続ける必要があります。どのように充実させていくか、順にお伺いしたいと思いますが、まずひとつ目の質問として、斑鳩町の現状について、過去5年間の寄附受入額と町民税寄附控除額や交付税算入額を含めた収支額と、併せて他市町村と比較した場合の斑鳩町の問題点の分析についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） おはようございます。ふるさと納税における斑鳩町の現状に関するご質問です。

初めに、過去5年間の寄附受入額です。令和2年度は2,016万2千円、令和3年度は3,070万7千円、令和4年度は1,909万1千円、令和5年度は1,797万3千円、令和6年度は1,480万2千円となっています。

また、その収支として、単純に各年度の寄附受入額に同一年度の町民税寄附金控除額とその地方交付税における算入額を含めた額で申し上げますと、令和2年度は954万4千円、令和3年度は1,682万7千円、令和4年度は281万7千円、令和5年度はマイナス127万4千円、令和6年度はマイナス708万4千円となっています。

なお、令和3年度は高額の寄附があり、その差は大きくプラスとなりました。

次に、他市町村と比較した場合の本町の課題ですが、大きな課題は、肉類や海産物など返礼品として特に人気のある特産品が極端に少ない、そして、生産量などからして大量に提供できる品物をそろえることができないことがあげられます。

また、1品目で数千万円を集められるような返礼品がないこともそのひとつと考えています。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 年々、寄附受入額は減っているという状況で、収支額も赤字になっていると。そして、そこに返礼品等の経費も含めるともう少し赤字の額を大きくなっていることと思います。

ひとつ目の質問として、今後、これら赤字を食い止めるためにも、そして受入額を増やすためにも、次の7つの点について改善できないかお伺いします。

まず、ポータルサイト内での掲載内容の工夫についてどのようにされていますか。現状でよいと思われていらっしゃいますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） ふるさと納税ポータルサイトの運用に関するご質問です。

斑鳩町では現在、11種類のポータルサイトを運用し、ふるさと納税の募集を行っています。これらのポータルサイトを運用する上で、掲載する文章や写真のチェックなど、ふるさと納税募集ページの作成を業者に委託しており、ふるさと納税の正しい運用と本町の魅力発信を両立させながら、ふるさと納税の募集を行っているところです。

また、より本町の魅力が伝わるよう、ポータルサイトの表示方法や町ホームページ内のふるさと納税ページの見直しを順次行っています。

今後におきましても、委託業者からのアイデアや返礼品、提供業者の意見も参考に、より返礼品の魅力が伝わるような文章や写真への変更などについても検討を行い、斑鳩町を選んでいただける寄附者の増加に向けて工夫を行ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） せひとも工夫はお願いします。今のサイトを見ていて、例えばですけど、商品の魅力がうまく伝わりそうなきれいに写っている商品もあり、そうでないものもあると。もっと工夫できる余地があると思いますので、魅力的な写真等を使用されている商品を参考にしていただき、返礼品を出している業者さんともしっかり

連携していただきたいと思います。

二つ目、現地決済型ふるさと納税の拡充について、現況と今後について教えてください。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 現地決済型ふるさと納税に関するご質問です。

斑鳩町では現地決済型のふるさと納税サービスを昨年12月から導入し、現在3事業所で利用可能、7店舗が利用開始に向けて準備中となっているところです。

今後、利用状況等を勘案し、サービス提供事業者と協力しながら町内で使用できる店舗を増やしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 手軽さが非常に大切だと思いますので、こちらは引き続き拡充をお願いしたいと思います。すぐに実現するのは難しいとしても、町内で利用できるクーポンであるとか斑鳩町内を巡るデジタルスタンプラリーなどと組み合わせて、達成者には記念品を贈呈するなどもできるようになればと思います。

次に、三つ目として、観光施策や地域イベントと連動した発信、SNSや動画配信、インフルエンサーとの協働など戦略的なPR活動の可能性についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） ふるさと納税のPRに関するご質問です。

初めに、PR活動として、昨年度、令和6年度では、ふるさと納税をされる人が多くなる年末に、斑鳩町出身のオリックス・バファローズ曾谷龍平選手にご協力をいただき、SNSを通じたふるさと納税の魅力発信や返礼品を紹介する記事を作成いたしました。

また、文化財のイベントなど町外から多くの人がお越しになるイベントなどの機会を通じて、ふるさと納税募集のチラシを配布するなどしてPR活動を行っています。

さらには、より多くの人に寄附していただく機会を増やすために、ポータルサイトを順次増やしており、現在11種類のポータルサイトを運用するとともに、町職員が町内事業者を訪問させていただき、新たな返礼品の提供などについてもお願いしているところでございます。

なお、インフルエンサーの活用ですが、ふるさと納税募集に係る経費は返礼品の費用などを含め寄附金額の50%以内にしなければならないと規定されています。したことから、その実施にあたっては費用対効果等を含め慎重な検討が必要であると考えています。

PR活動に関して、関係者皆さんのご協力により本町ならではの取組みも行っているところですが、今後も他市町村の取組み状況も参考にしながら、その可能性について研究してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） インフルエンサーの活用についてはなかなか費用面でも難しいのではということで理解しましたが、PRの活動としてはおっしゃっていただいたような地道にチラシを配布したりだとか、コツコツとした活動、プラスやはりSNSの力は必要だと思います。

オリックスの曾谷選手がご協力くださりPRしてくださったサイトを、どれぐらいの方が探してたどり着いてくださったのか、閲覧数になるんですけども、せっかく協力してくださっているんですから、閲覧数を上げていくための誘導する衛星的な役割をするSNSの作成、発信については、こちらが工夫しないと大変もったいないと思いますので、この辺りについても研究をお願いしておきます。

四つ目の質問、質問に移ります。総務省のホームページのふるさと納税活用事例集には、「ふるさと納税を行った方と継続的なつながりを持つことが大切で、地方団体の中にはふるさと納税を行った方にまちづくりの意見募集や行事の案内を送付したり、ふるさと納税を行った方を招いて交流会を開催されているという取組みを実施している。と、そういう方々を大切にすることが、交流人口の増加や将来の移住定住につながることも期待できます」と記載があります。

寄附者との継続的なつながりをつくるために行っている取組みについて伺います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 寄附者との継続的なつながりに関するご質問です。

現在のところ、町ホームページ内のふるさと納税ページにおいて、寄附実績額等の公表、寄附目的ごとの使い道の公表を行っていますが、その他、寄附者に対して町情報の発信などは行っていないところです。

ふるさと納税は返礼品を受け取って終わりではなく、応援したいから寄附をするという関係を深めることにあると考えています。そうしたことから、情報発信など寄附者との継続的なつながりの在り方について調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） この発信によって、例えば斑鳩町にふるさと納税だけではなく、

実際に訪れてみようという方が1人でも増えたらありがたいことですので、こちらぜひとも研究をお願いしておきます。

次に、企業版ふるさと納税についてです。令和5年に100万円、令和6年に200万円の企業版ふるさと納税があったとお伺いしております。

今後も企業版ふるさと納税をしていただくための工夫について、お伺いをします。

○議長（中川靖広君）　西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君）　企業版ふるさと納税に関するご質問です。

企業版ふるさと納税は、国の認定を受けた本町の取組みについて、町外に本店を置く企業から寄附を受けた場合に、法人関係税から税額を控除する仕組みとなっています。

斑鳩町では、県が主導する企業版ふるさと納税連絡協議会に参加し、参加市町村と共にパンフレットや動画コンテンツを作成しています。パンフレットなどは町ホームページにも掲載し、受入れの募集を行っているところです。

今後も効果的に募集ができる方法などを模索しながら、企業の皆さんに応援していくだけるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君）　1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君）　こちら額も大きいですので、さらに効果的に募集ができるよう、引き続きお願いしておきます。

次に、県による市町村との共通返礼品やふるさと納税のPRの取組みにおける町の考え方についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君）　西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君）　奈良県によるふるさと納税のPR活動に関するご質問です。

県では昨年度、令和6年度から市町村と連携した共通の返礼品の登録、県内市町村におけるふるさと納税のPRや市町村担当者を交えた勉強会の開催など、県全体へのふるさと納税の受入れ促進に取り組まれています。

斑鳩町としては、プロモーションの一元化など市町村のふるさと納税を共に増加させる取組みには積極的に参加してまいりたいと考えています。

一方で、共通返礼品の登録に関しては、本町で登録している返礼品を同時に県の返礼品としても取り扱う仕組みとなっています。

このことから、共通返礼品として登録することで、現在よりも本町へのふるさと納税額が減少することにもつながりかねないかと懸念しており、慎重に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 確かにおっしゃったような懸念点があるのは事実だと思いますので、そちらに関しては検討いただけたらと思います。

これが実現できるのか分からぬんですけども、近隣の市町村では、斑鳩町の観光資源と何か組合せができるのかという希望を持たれているところもあると聞いています。体験型と組み合わせて呼びかけができるのかなど、この辺りぜひ研究いただけたらと思います。

そして次に、近隣市町村では新たな返礼品の開拓やポータルサイトの運用などコンサル委託することで、受入金額拡大につながった事例がありました。コンサル委託についての考え方について、お伺いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） ふるさと納税事務のコンサル委託に関するご質問です。

斑鳩町では現在、ポータルサイトの管理業務や事業者の返礼品発注等の事務を委託しています。委託しているポータルサイトの管理業務には掲載する文章や写真のチェックなどを含めているため、受入額の拡大には一定の効果があるものと考えています。

また現在、商工会などとも連携しながら多くの町内事業者の方に返礼品のご協力をいただいており、新たな返戻品を見つけられる見込みが少ないとから、ふるさと納税の募集経費の上限も踏まえますと、町でのコンサル業務委託の必要性は低いものと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 分かりました。では、現在は今の状況で考え得る改善点についてしっかりと取り組んでいただけたらと思いますし、今後、必要となれば、そのときにまた検討をお願いします。

それでは三つ目の質問として、今後の目標について、どのような戦略や計画を描いているのか、お伺いをします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） ふるさと納税の今後の目標に関するご質問です。

ふるさと納税制度については、毎年、関係省令等の改正により返礼品として提供できる地場産品基準等が厳格化され、より本来の制度の趣旨に合った運用が求められています。

こういった国の動きに対応し、既存の返礼品のさらなるPRや本町の特色を生かした

新たな返礼品の開発、発掘、寄附金の使い道等の発信情報の在り方などについて、他自治団体の取組みなども参考にしながら、今後もふるさと納税の正しい運用に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 正しい運用に努めるというのはそのとおりなんですけれども、目標金額もあればよいのですが、現状、幾らまで受入れを増やすという目標値を持つことについてはなかなか試算できないかも知れないと思います。

ただ、このまま赤字のままでよいというわけにもいかないので、町の貴重な財源を守り、持続可能な自治体運営を目指すという観点からも、今後も見直しや改善、工夫をし続けていただきたいと思っています。ぜひ皆様には今後も創意工夫を重ねながら、ふるさと斑鳩を応援したいと思っていただけるような取組みを推進していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次の質間に移ります。世界遺産法隆寺を核としたにぎわいと活力の創出についてです。第5次斑鳩町総合計画では、重点施策として人口減少対策や地域活性化に資する施策を横断・連携的な視点で取り組むために、第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略を掲げられており、その中のひとつの柱として世界遺産法隆寺を核としたにぎわいと活力の創出という施策があります。

この基本目標指標としましては、観光客の150万人やその他商品化できた特産品数、起業者数、観光消費額などの目標値がありますが、ちょうど前期基本計画が終了する現段階での実績とそれについての町の評価をお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町の総合計画に掲げました目標指標の実績に関するご質問でございます。

初めに、観光客数につきましては令和元年度の97万4千人に対し、令和7年度の目標値が150万人となっております。この間の推移といたしましては、新型コロナウィルス感染拡大の影響を受け、令和2年度と令和3年度に大きく減少したものの令和4年度に回復し、令和6年度は88万2千人になっております。コロナ禍を経ても依然として減少傾向が続いており、目標の達成は難しい状況となっております。

次に、商品ができた特産品数についてでございます。令和7年度の目標値である延数で50品目に対して、その実績は直近の認定分も含め51品目となっており、目標を上回っております。

次に、起業者数についてでございます。令和7年度の目標値である延べ数で20件に対して、その実績は令和6年度までで25件となっており、既に目標値を上回っている状況でございます。

次に、観光消費額につきましては、現在、実績統計データがなく算出するためには調査費用が必要な状況となっております。このことから今後、国のビッグデータなどの客観性の高い数値から、観光消費額の実績算出を検討しているところでございます。

最後に、これらの実績に対する町の評価についてでございますが、観光客数はコロナ禍の影響もあり伸び悩んだものの、商品数や起業者数などの数値は目標値を上回っており、地域の魅力づくりや観光消費の増加に、一定寄与しているものと考えております。

今後につきましても引き続き、にぎわいと活力の創出に向けた施策に積極的に取り組む必要があるものと認識しているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 様々着実に進めてくださってありがとうございます。

ただ、観光客数150万人の目標達成については令和6年が88万2千人ということで、達成は難しい状況だと思うんですけども、この150万人という目標は世界遺産のあるまちにふさわしい高い目標であり、一町民として誇りに思う気持ちはありますが、その実現には大きな課題があると感じています。

現在、後期基本計画を作成されているところとお伺いしておりますが、将来的に目標達成に向けての町の取組みをお伺いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 目標指標の実現に向けた将来的な取組みに関する質問でございます。

町では、観光客の誘致とともに観光消費の増加についても重要な目標と認識しており、そのために法隆寺を核とした地域のにぎわいづくりを図るとともに、古墳や古民家など地域に残る数多くの文化財を貴重な観光資源として積極的に活用し、さらなる魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

具体的な取組みとしては、法隆寺門前での民間活力を生かしたまち歩き観光の拠点づくりを進めており、今年4月から新たな指定管理者による法隆寺iセンターの機能充実や定期的なイベント実施、さらに来年3月には町が誘致したマルシェ・宿泊施設の開業を予定しているところでございます。

特に、夜間の魅力創出が重要であり、新たな指定管理者と連携して夜間の新規事業を

検討実現しながら、主周辺店舗の営業時間の延長を図り、滞在時間の延長や町内宿泊の機運を高めていくことが必要であると考えております。

また、このような取組みと並行して町内の観光資源の魅力について、SNSの多様な情報発信の充実を図りつつ、観光DXの導入などデジタル技術を活用した新たな取組みの実現に努めながら、地域全体に経済効果が波及するような各種事業を効果的に展開してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 夜間の新規事業やSNSの充実など非常に楽しみではあります  
が、今、ご答弁いただいた内容で実際に目標について達成できる見込みなのか、町の認識と意気込みなどをお願いしたいです。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 目標指標の認識、意気込みについてのご質問でございます。

町では現在、第5次総合計画の後期基本計画の策定を進めており、その施策の基本方向と体系に基づき、具体的な事業の内容を示す後期実施計画についても策定を進めております。

目標につきましては、社会情勢などの影響もございますが、実施計画策定において少しでも目標に近づくよう効果的な取組みを積極的に盛り込み、目標値の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。期待したいと思います。

観光消費の増加についても、どんなによいものを取りそろえても訪れてくれる人がいなければにぎわいも活力も生まれません。現在、減少傾向にある観光客を増やすことは最も重要な施策であると考えますので、こちらをよろしくお願いいたします。

それでは最後の質問です。斑鳩町の観光振興において、法隆寺門前地域のにぎわいと活力の創出は欠かすことのできない重要な要素のひとつであると考えています。

法隆寺門前線のバリアフリー化に観光に資する整備を含めることについて、県に対して町側から整備アイデアの提案など、実現に向けて協議を進めていただいているところだと思いますけれども、現在の進捗状況や課題、また整備に向けてのスケジュールについてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 法隆寺門前の県道法隆寺線の整備に関する進捗状況についてのご質問でございます。

県道法隆寺線のバリアフリー整備につきましては、道路管理者である奈良県郡山土木事務所において、観光地という観点から修景・景観等に配慮した整備を計画されておりますが、県とのまちづくり連携を踏まえて、観光振興における整備を町から先進地事例等の資料を提出し協議しているところでございます。

その協議において、観光振興における整備目的や課題の抽出を行うとともに、まずは地元の方の意見や機運の確認、機運の醸成が重要であるとの認識を県と町で共有いたしました。

これを受け、観光振興に資する整備についての検討案を町から県に提出し、県では整備手法や財源等の調査研究をしていただいております。

また、地元に対しましては、法隆寺参道の事業者の方を対象に意見交換会を本年7月29日に観光振興全般をテーマに開催いたしました。参加した事業者の皆さんからは、観光の活性化に向けた建設的な意見が出され、今後も継続して意見交換を行う意向も確認しているところでございます。

バリアフリー整備に合わせた観光振興に資する整備につきましては、県と町の行政の意向だけで進めていくものではなく、法隆寺門前にぎわいや活性化に向けた様々な観光振興事業を参道の事業者の皆様と共に取り組んでまいりたいと考えております。

のことから、事業者の皆様と協議し賛同を得る中で、奈良県とも連携し計画やスケジュールについて協議していきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 確認なんですかけれども、7月29日に法隆寺参道の事業者に集まっていたとき、観光振興全般をテーマに意見交換をしたとのことですが、参道整備についてのお話はまだされてないと思うんです。次回にご提案いただくというご予定でしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 7月29日の意見交換会では、参道の事業者の皆様にアンケート結果で、今後の意見交換会で話したいテーマについての回答として、参道の活性化についてやイベントなどで協力できることはないかなどの回答が多く、道路の整備に関することについての意見は特段ございませんでした。

意見交換会は、まず参道の事業者の皆様に自由な意見をいただけることを第一に進め

ていきたいと考えております。

町からはバリアフリーの改修計画や法隆寺門前広場の改修計画について説明を行いたいと考えておりますが、観光に資する整備については、先ほども答弁いたしましたが、地元が何を望んでいるのかという機運の判断を重要と考えておりますので、参道の事業者の皆様の活性化、にぎわいについてのご意見をお聞きする中で、町として提案していきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。ちょっと私が気になるのは、提案を斑鳩町がするのか、事業者さんがそういうお話をされるのかというのは分からぬんですけども、事業者さんから提案がなければそういう話が進まないっていうふうなこともないのかなというふうな心配をしてるんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 先ほども答弁させていただきましたけども、参道の事業者の皆様の活性化・にぎわいについての意見を聞いて、何を一番に優先されているかというところを問題視して、目的は活性化やにぎわいをするということが目的ですので、道路整備をするということではなく、それは手段ですので、そこをしっかり見極めながら話し合い、意見交換会を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 県がいろいろと研究してくれてはるということだと思うんですけど、斑鳩町はその話し合いの中で出た意見を県に提出しないといけないと思うんですけども、その話し合いが遅くなればなるほど提出する案がまた後ろ倒しというか、になってしまふと思うんですけども、その辺り県は返事を待ってるというような状況だと思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか、タイミング的に。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） この意見交換会につきましては、今後どういった形で運営していくのかにつきましても事業者の皆様と話し合って決めていきたいということを次回、確認していきたいと考えております。

その中で、県の役割につきましては当然、バリアフリーの改修計画がございますので、奈良県さんにも来ていただいてその計画を説明していただくという場もございますし、また、この観光に資する整備についても奈良県の職員さんに来ていただいて、直にその機運の高まりなり機運の醸成を聞いていただきたいとも思ってますので、提案するかど

うかというよりも機運の高まりを説明していきたいと、県に分かっていただきたいということで考えてますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。私の思いとしては県道の観光に資するバリアフリー化というものを観光の起爆剤として使っていただきたいなと思っています。この事業が地域の未来を切り拓く取組みとなるように、引き続き、注視し後押しもしてまいりますので、地元自治体や関係者と十分、連携を図りながら、着実にまた大胆にも進めていただきますようお願いいいたしまして、一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

次に13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を通告書に基づきましてさせていただきます。

最初の質問は、ドローンの活用についてでございます。

私のドローンについての最初の質問は、令和3年6月議会におきまして、災害時のドローン活用についてを質問をさせていただきました。

そのときは、奈良県広域消防組合の活用状況を見る中で、他の自治体の活用事例などの動向にも注視し研究を進めてまいりたいとのご答弁でございました。

2回目の令和6年3月議会での質問では、1回目のご答弁以降、どのように研究を進めていただいたのか、また、災害時のドローン活用についての認識を伺いました。

このときは、令和6年6月に消防庁主催の操作講習会が開催予定されていることから、本講習会に参加をし、ドローン検査員の育成を図ってまいりたい、また、国においては検査員講習に加えて、ドローン機材の調達も補助対象とされていることから、検査員の育成・訓練・機材の選定や調達などを計画的に進めてまいりたいとのご答弁でございました。

この間、町としてドローンの操作員の育成も進めていただきました。そして、国のドローン機材調達のための補助金の申請を出していただいたものの、残念ながら斑鳩町は採択されなかったという結果でございます。

今後も、斑鳩町として補助金が下りるまで申請し続けていかれるのでしょうか。また、町として町単費でドローンを導入するというお考えはないでしょうか、お伺いをいたし

ます。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害時の無人航空機の一種であるドローンの導入に関するご質問です。

ドローンについては、様々な自然災害時などにおいて、道路の被災状況等の被害状況を収集する非常に有効な手段のひとつとして認識しています。

この機材について、本年度、令和7年度において、総務省消防庁の消防団の力向上モデル事業に採択された場合に導入することで手続を進めておりました。

ただ、不採択となつたため、令和7年度の導入は見送ったところでございます。

消防庁におかれましては、全国の消防団にドローンを導入する方針が示されていることから、導入にあたりましては、国の財源を活用し、できる限り一般財源の負担軽減を図り調達してまいりたいと考えております。ご理解賜りますようよろしくお願い申しあげます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。国の補助を待つ間にも災害が発生する可能性はございます。住民の皆様の命と財産を守る取組みについて、国の補助を活用するということも大切でございますけれども、町としてもドローン操作研修に職員さんも派遣し準備をしてくださっております。あとは実際にドローンを導入していただくだけでございます。

全国のドローン活用の事例を見ますと、やはりドローンを活用して防災・災害対策に取り組んでいる自治体が一番多いと結果が出ております。

また今後、農業・観光・物流・高齢者の見守り・人命救助など、幅広い分野でのドローンの活用も無限大で期待ができます。一日も早い導入を要望させていただきます。

二つ目の質問でございます。二つ目の質問は落雷事故の防止についてでございます。

令和7年4月10日、奈良県内の学校の部活動中、落雷事故が発生し、そのうちの6名が病院へ搬送、うち2名の生徒が一時意識不明の重体、1人は心肺停止という痛ましい落雷事故が発生をいたしました。翌日の4月11日には文部科学省から落雷事故の防止について（依頼）が届きました。

その内容について、ひとつとして、屋外での体育活動等において、指導者は落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画の変更、中止等の適切な措置を講ずること。特に指導体制が変わった

場合にも対応に遺漏のないよう十分留意すること。

2つとして、児童生徒等においても落雷の危険を感知した際には、ためらうことなく指導者に申し出るよう子どもの発達段階等を踏まえつつ指導すること。また、登下校の対応についても留意すること。

3つとして、児童生徒等が参加する地域クラブ活動等においても、適切な対応が図られるよう必要な連携をお願いしたい。とございますけれども、県内で発生した事故を受けて、また、文科省からの落雷事故の防止について（依頼）を受けて、具体的に斑鳩町立学校の落雷事故の防止について、どのように取り組まれているか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 本町の小中学校における落雷事故の防止に関する取組み状況についてのご質問でございます。

質問者がおっしゃいましたように、本年4月10日、県内の学校におきまして部活動中の落雷により重大事故が発生をしたことを受け、翌日の11日には文部科学省から体育活動等における落雷事故の防止について適切に対応するよう、通知が発出されたところでございます。

本町におきましては、本文書の内容に基づき落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更、中止等の適切な措置を講ずること。黒い黒雲が頭上に広がった際には、カミナリ雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときはすぐに安全な場所に避難する必要があること。また、気象庁の雷ナウキャストなどの情報により、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているかを確認するなど、落雷事故の防止の徹底を図るよう、4月15日付で各校園長に対して文書により周知を行いますとともに、同日に開催した校園長会におきまして説明を行ったところでございます。

また、各登録スポーツクラブに対しましても、同日付で同じ内容について文書により周知を行っております。

令和8年度からの中学校の部活動の地域展開に際しましても、指導者を対象とした研修会等の場におきまして同様の内容の周知を行うなど、落雷事故の防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、登下校中の対応といいたしましては、一斉下校の際に雷鳴が聞こえる際など雷発生の可能性が高まっている場合においては、下校時間を遅らせるなどの対応を行ってい

るところでございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。近年の異常気象や急激な天候の変化は予測は難しく、雷による事故のリスクは軽視ができません。被雷設備の整備でありますとか教職員間の落雷事故防止の徹底、また、落雷事故マニュアル作成などの取組みが必要となってくると思います。斑鳩町の園児、児童生徒の皆さんのが安心して学び活動できる環境づくりをよろしくお願いしたいと思います。

最後の質問でございます。町立中学校の制服の見直しについてでございます。

この質問については、令和2年12月に一般質問をさせていただいております。私は学校の制服も時代のニーズに合わせて多様化に対応できる、また生徒が自分らしくいられるように制服の見直しやスラックスの導入を図っていただけないか、というお伺いをさせていただきました。

当時の答弁では、「当教育委員会といたしましても、制服の見直しや選択制の導入につきましては、性の多様性を含め社会情勢に応じた対応が必要であると考えております。しかしながら、制服の見直しについて、各学校長が主体となって行うこととなり、検討組織を立ち上げ、保護者や子どもたちの意見を聞き関係事業者等との調整も図りながら、慎重に議論されるべきである事案でございます。こうしたことから、教育委員会としても全ての子どもたちに快適な学校生活を提供できるよう、学校との情報課題を共有しながら、対応について、今後も検討してまいりたいと考えているところです」というご回答でございました。

町立中学校の制服の見直しについて、どのように検討をしていただき、またその進捗状況についてはどうなっておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 町立中学校における制服の見直しの状況に関するご質問でございます。

本町では時代に合ったデザイン性、機能性の確保、そして生徒一人ひとりの多様性への配慮を理念として、令和5年度に斑鳩中学校と斑鳩南中学校の両校が主体となって制服検討委員会を立ち上げ、両中学校の制服の変更に向けた取組みを開始をいたしました。

その後、プロポーザル方式により制服納入業者の選定を行った後、児童生徒や保護者へのアンケート調査等も実施をしながら、制服の色やデザインの決定を行ってまいりました。

制服の基本的な色やデザインにつきましては、転学時における家庭への負担軽減の観点から、両中学校において統一をしたところでございます。各学校の新制服のエンブレムにつきましては、生徒からデザイン案を募り、そのデザインを基に作成するなど、積極的に生徒の意見を反映する取組みも実施してきたところでございます。

また、新しい制服につきましては性別に捉われない男女兼用ジャケットのほか、スカートとスラックスを選択制とし、スラックスについては男女兼用スラックスを採用することとしております。

なお、導入時期につきましては、来年、令和8年度の新入生からの導入予定となっております。

また、新2年生また新3年生の制服につきましては、現行の制服を使用し続けることも新たに導入される制服を購入して着用することも選択を可能という形でしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。令和5年度に斑鳩中学校と斑鳩南中学校の両校が主体となって制服検討委員会を立ち上げ、制服の変更に向けた取組みを開始していただき、児童生徒や保護者のアンケート調査も実施、制服の色・デザインの決定をし、エンブレムについても生徒からデザインを募り作成、生徒の意見も反映されたデザインとなったということでございます。また、スカートとスラックスを選択制とし、スラックスは要望させていただいた男女兼用スラックスを採用していただけることとなりました。本当にありがとうございます。

生徒や保護者の声を真摯に受け止めていただき、令和8年度の新入生から導入予定とのことでございます。実現への道のりは大変なことであったと思いますが、関係者の皆様には本当に感謝を申し上げたいと思います。

制服は生徒の日々の学校生活に直結をし、保護者にとって大きな関心事です。見直しの実現により、多様性の尊重、快適な学校生活につながることを期待しております。本当にありがとうございました。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

10時00分まで休憩します。

（午前 9時45分 休憩）

（午前10時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきたく思います。

まず1点目は、防災対策・防災教育についてです。近年、頻発する災害に対して、それぞれの家庭や地域、学校、自治体など規模は様々ですが防災の取組みがされています。

私は先日、奈良市が行っている奈良市子ども会議の取組みについて触れる機会がありました。奈良市では毎年、「奈良市の防災を考えよう」というテーマで、子どもの視点で防災について考え、市に対して提言を行うという取組みを行っており、今年は11回目を迎えるとのことでした。

奈良市内に在住する小学生から高校生までの子ども16人が4つのグループに分かれ、防災の取組みや災害時に自分たちに何ができるのかということを地元の自主防災組織の方々と協力し、フィールドワークなども行いながら子どもたち自身が考え発表していました。

そして、発表の場には市長、教育長をはじめ市の幹部職員がそろい、子どもたちからの提言を受け、質疑応答なども行いながら内容を掘り下げていき、最終的には奈良市としてできるだけ早く子どもたちからの提言を市の政策に取り入れるという姿勢で、行政として子ども会議に向き合ってのが非常に印象的でした。

当町では子ども議会がそれに近いものにあたると思いますが、奈良市で行っている子ども会議の取組みについて参考にさせていただき、今後、斑鳩町としても取り入れていきたいというふうに感じました。

さて、そうしたことから、今回は町の防災対策、防災教育についてどのようになっているのか気になる点についてお尋ねしたいと考え、質問に上げさせていただきました。

ではまず1点目ですが、小中学校での防災教育の取組みについて、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 本町の小中学校における防災教育の取組み状況に関するご質問でございます。

本町の小・中学校におきましては、避難訓練等の実施による安全確保への取組みにとどまらず、文部科学省が示しております学習指導要領に基づき、各教科の時間を通じて災害の発生により生命や安全の危機に直面したときに、児童生徒が自ら状況を判断し、

自身の生命を守るために行動できる能力や、地域や集団の中で互いに助け合って災害を乗り切っていく力の育成など、防災教育を体系的に実施をしているところでございます。

具体的な防災に係る学習の例といたしまして、小学校におきましては、理科の授業において、天気図に関する学習の中で風水害について、また、川の流れの学習では、斑鳩町のハザードマップを用いて授業を行うという取組みや、地震による土地の変化の学習を通して地震の仕組みや防災について、また、社会の授業では、学校内にある消火器や非常ベル、避難経路を調べるといった取組みや町内の消防団や防災倉庫の役割や位置の学習を行っております。

中学校におきましては、社会の授業で、自助・共助・公助の概念の学習や避難に関することについて、また、理科の授業では、ハザードマップを活用しながら地震単元から減災のための避難の備え、気象の単元から台風被害や浸水被害について、また保健体育の授業では、けがの予防の単元で自然災害、一次災害、二次災害について、またハザードマップ伝言ダイヤル等について、また家庭科の授業では、災害に強い住生活について学習し、斑鳩町ハザードマップで自身の避難場所を確認、持出袋の中身の学習について、また、総合的な学習の時間の授業では、斑鳩楽において第5次斑鳩町総合計画について学習し、町内の防災に関わることを調べる学習を行っているところでございます。

さらに、令和5年度からは斑鳩町の取組みとして、小学生第4学年から第6学年の児童を対象として、消防防災について学習し、正しい知識と技能を習得し、生命と暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、規律や防火マナー等を身につける消防防災教育を行い、体験学習を通じて家庭及び地域の防火・防災意識の高揚を図り、将来の地域防災の担い手となる人材の育成を目的に、児童防災リーダー夏休み学習会を実施をしているところでございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私も以前、小学生だった頃なんかは避難訓練はやりましたけども、防災教育という位置づけはなかったので、今そうしてきちんと学習指導要領にも位置づけられて防災教育が行われているという点については確認して安心しました。

そうした中ですね、学校の中で学習するということが行われているのかなと思いますが、子どもたちが町内に出ていってフィールドワーク的なものを行うというようなそういう取組みというのは、先ほど消防の体験のことについては答弁がありましたけど、学校のほうでそういう取組みはやっておられるというのではないんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 今おっしゃっていただいているような現場に出てといいますか、そういう形に関しては今現在、授業の中ではできないかなというようなところで認識をしております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 先に消防の体験型の取組みについては、うちも参加させていただきましてありがとうございました。

奈良市の先ほど申しあげました子ども会議の報告の中で、自主防災組織の方が年間一定時間を持って、学校の授業に参加をして防災を学ぶということもされているようで、子どもたちが実際に災害時にどんなことができるのかという発表してると、避難所の見回りを自分たちもできるんじやないかと。だから災害時にはこういうことをしたいという発表をしてましたけれども。そのときに自主防災組織の方からアドバイスとして、それはいいことですけど、決して子どもたちだけでは行わないでくださいねというアドバイスをされている場面もありますし、そうした地域の方々とのふれあいというんですかね、それとさらにはフィールドワーク的なものも含めてですね、取組みを広げていけるんじゃないかなというふうに思いましたので、またぜひ参考にしていただければというふうに思います。

そうしましたら、2点目に移ります。2点目については、車中泊避難者への対応についてです。

斑鳩町は町内の企業と協定を結んで、災害時には駐車場を避難場所としても使えるように提供していただけるようにしております、車中泊避難についても想定をされているかと思います。

しかし、実際に車中泊避難をされた方への対応については、具体的にどのように考えているのか、この際、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害時の車中泊避難者への対応に関するご質問です。

平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震など、昨今の避難生活では避難場所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により避難所に行くことができない、ペットを飼っていると様々な事情により避難所ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者が一定数発生しました。これを受け、国の防災基本計画の改定において、在宅避難者や車中泊避難者の支援に関する取組みが位置づけられ、令和6年6月に在宅車中泊避難者等の支援の手引きが作成されました。

斑鳩町におきましても、令和5年3月改定の斑鳩町地域防災計画及び斑鳩町避難所運営マニュアルにおいて、車中泊者への対応について盛り込んだところでございます。

車中泊避難はプライバシーの確保やペットの世話ができるなどの効果がある一方で、同じ姿勢を取り続けることによるエコノミー症候群の危険性が指摘されていること、点在する車中泊避難者の一人ひとりの状態を正確に把握することが難しいこと、正確な情報を届けることが難しいなどの課題が指摘されています。

斑鳩町では車中泊避難が長期間となる場合は、斑鳩町地域防災計画や斑鳩町避難所運営マニュアル等に基づき、車中泊避難者等に対して物資等の支援や情報提供などの対応を行うこととしております。

今後におきましては、平時から車中避難に関するエコノミー症候群等の健康被害のリスクに関する広報をはじめ、特に妊産婦等のハイリスクの方など車中泊を避けるべき人についてその周知に努めるとともに、先進地事例も調査・研究を行い検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 車中泊の避難についてもきちんと位置づけて、対応を考えておられるというふうに認識をしました。

日常的にエコノミークラス症候群ですとか、気をつけておかなければいけないことの情報発信が非常に大事だと思うんです。今、新たに車を購入する際に、避難所というか車中泊避難ができるような車を購入されるという方も結構いらっしゃいますんで、日常からそういう意識を持っていただいているというふうに思いますので、それとあせて情報提供によって、実際の災害時の心身の不調にならないようにとか、安全確保につなげていけるというふうに思います。

こちらも奈良市の会議に参加というか、傍聴させていただく中で、奈良市として使っていたシステムが特徴的だったのですが、災害の内容によって避難所に避難されたり車中泊避難をされたり自宅避難をされたりといろいろな場所は変わるんですが、それに向けて、奈良市では避難先をQRコードで把握するという取組みをされていることが報告されておりました。

こうしたどなたがどこに避難されてるのかというのを把握していくツールとして、非常に有効だというふうに思いましたので、斑鳩町でもぜひ今後、研究、調査していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしておきます。そうしましたら1点目については、以上で終わります。

2点目に移ります。2点目は、こども誰でも通園制度についてです。

政府は、日本が直面する最大の課題である少子化対策を解消するための政策として、2023年12月に「こども未来戦略」～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～を閣議決定し、その中で、こども誰でも通園制度の創設がうたわれました。ゼロ歳から2歳児のおよそ6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があります。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設すると説明されています。

しかし、具体的にはどのような制度で保育園や幼稚園とは何が違うのかという制度に対する理解や、また、この制度については2026年、来年の4月から全国の全ての自治体で制度をスタートさせなければいけないとなっておりますが、斑鳩町においてもその実態がなかなか見えてきません。

そうしたことから、この制度の概要や来年4月の制度スタートに向けて、取組み状況などについてお尋ねし、子育て家庭、子どもや保護者にとってよりよい制度としてスタートできるようにしたいと考え、今回、質問に上げさせていただきました。

それでは項目に沿って順に質問をさせていただきます。

まず1点目、制度の概要と長所・短所について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こども誰でも通園制度は、国のことども未来戦略に基づき新たに創設された通園制度です。

子どもの良質な生育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できます。令和6年度と令和7年度に一部の自治体で試行実施されており、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

対象となるのは生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない乳幼児で、保育所や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点などで実施されます。

こども誰でも通園制度の実施方法は、一般型と余裕活用型の2つに分かれます。一般型は在園児とは別に定員を設けて保育を行う方法で、余裕活用型は利用定員に達しない

保育施設が定員の範囲内で受け入れる方法です。

現在、国において、試行中の自治体での課題等を検証し、詳細な制度設計を進められているところで、利用料、公定価格等は未定となっております。

制度の効果としましては、子どもが家庭とは異なる経験や同じ年頃の子ども同士の触れ合いの機会が得られることです。保護者は、保育士等との関わりにより孤立感や不安感の解消につながると考えます。

一方、課題としては、試行中の自治体担当者との情報交換によりますと、乳幼児が月数時間での体験ではいつもと異なる環境になじむことができず、ストレスとなる場合もあるようです。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 短時間ではありますが、親の都合というんですかね、利用したいときに利用できるというシステムなのかなというふうに思いますが、現在でも一時預かり事業というのは実施をされていますけれども、その一時預かり事業との違いについて、教えていただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こども誰でも通園制度と一時預かり事業との違いについてです。

一時預かり事業は、保護者が短期就労、疾病、育児疲れなどで家庭での育児に困ったときに保育所等を利用できる事業ですが、こども誰でも通園制度は、理由を問わず利用できる制度となっております。

また、一時預かり事業は、保護者の立場からの必要性に対応するため、「預ける」という考え方を基本とされていますが、こども誰でも通園制度は、子どもの成長のために「通う」という考えを基本とされており、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、子どもの育ちのために実施されるものであり、その目的が異なります。

さらに、一時預かり事業は未実施自治体もありますが、こども誰でも通園制度は令和8年度から給付制度として、全国の全ての自治体で共通で実施されることとなります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 利用目的がはっきり分かれてますよということなんですが、例えばですね、仮にこども誰でも通園制度を、一時預かり事業で代替するということなんかは可能なんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 一時預かり事業を現在、こども誰でも通園制度等の代替をするということはできないというふうに聞いております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。そうするとやはりきっと町としても、新たに受入れ体制をつくっていく必要があるということですね。

そうしましたら、次の3点目です。この制度の中で、市町村は、子ども子育て支援事業計画にこども誰でも通園制度における必要な量の見込みを記載した上で提供体制を確保することが求められていますが、今回の制度実施にあたり、斑鳩町では利用ニーズの把握はされているのでしょうか。

また、子ども・子育て支援事業計画への反映はされているのでしょうか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こども誰でも通園制度の利用ニーズの把握についてですが、斑鳩町では令和7年3月に第3期子ども子育て支援事業計画を策定し、必要量の推計を記載しています。

策定当時は、こども誰でも通園制度の制度設計が進んでおりませんでしたので、地域子育て支援センター事業の利用者数を参考に推計を行っております。

具体的には、令和8年度には36人日、令和9年度には72人日、令和10年度には108人日、令和11年度には144人日と推計しております。

こども家庭庁では、各市町村でニーズ把握を行い、子ども子育て支援事業計画に必要量の推計を盛り込むことを提示されていますが、現時点においてもこども誰でも通園制度の利用者負担額や利用方法等が定まっておらず、利用ニーズの把握は大変困難な状況です。

このことから制度開始までの利用ニーズ把握は難しく、制度開始後の利用状況に応じて必要があれば、第3期子ども・子育て支援事業計画の調整を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 事前のニーズの把握が難しいというのは分かったんですけど、次長が言ってくれはった「令和8年度で36日」とおっしゃったんですかね。

その単位が聞こえづらかったので、その単位を、目算したその根拠というんですかね、それも教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） この計画の推計値の算出なんすけれども、地域子育て支援センター事業で、同年齢を対象に実施している類似事業の令和6年度の前期6か月の参加者数というのを参考にしまして、子どもだけで参加することを加味してこの推計値というのを「36人日」という単位で計画のほうで計上させていただいております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そしたら36日間開催して、36人が参加するという理解でいいんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） この「人日」というのは、1人の利用者が1日に使えるサービス量ということになってまいりますので、こういった表現でさせていただいております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この辺についてはまた別の機会に聞かせていただきます。一定そのニーズの把握も行って予定は立てているということで理解をしておきます。

それでですね、次、4点目になるんですけども、制度実施に向けた進捗状況と今後のスケジュールです。現段階で9月議会でも特に条例提案等はされてませんが、今後どうようになっていくのかお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こども誰でも通園制度の整備実施に向けた進捗状況と今後のスケジュールについてですが、これまでに国からこども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会の資料等が市町村に情報提供されており、提供された資料は必要に応じて町が民間保育施設に情報提供しております。

国においては、施設の確認基準や認可基準等の公布を令和7年11月頃をめどに目指しているとのことです。利用料、公定価格の設定、利用手順の詳細については検討中で、いつ頃示されるか未定とのことであり、町としましては国の動きに注視しつつ事業を検討しているところです。

今後のスケジュールといたしましては、民間保育施設が事業参入できるように、令和7年12月に認可基準条例等の例規整備を行い、令和8年3月までに事業所の認可や確認の手続等を進めてまいりたいと考えております。

また、利用に関する規定につきましては、国から基準が示され次第、必要に応じて、

令和8年3月に町の規定を整備することを予定しております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） いまだに国から基準が示されないという状況で、本当にこれ、民間企業にも取組みの募集をしないといけないので、ほんまにかつかつのジユールになってしまっているんだなということで、職員の皆さんも非常に苦労していただいているというふうに思うんですが、4月から必ずスタートさせなければいけませんので、お手数というかご苦労をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでですね、次に、5点目の質問なんですけれども、国は制度の円滑な利用やコスト運用の効率化を図るため、利用者が簡単に予約できること、事業者が子どもの情報を把握したり市町村が利用状況を確認できること、事業者から市町村への請求を容易にできることを目的とした総合支援システムを構築するとしていますが、このシステムはどのような形で運用されるものなのか。

また、このシステムを導入するかどうかは市町村の判断とするとなっているんですが、この総合支援システムについて町はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こども誰でも通園制度の総合支援システムについてですが、こども誰でも通園制度では、こども家庭庁が制度の円滑な利用やコスト、運営の効率化を図るため、各市町村、事業者、利用者が利用できることも誰でも通園制度総合支援システムを構築されており、既に試行実施において運用されております。

総合支援システムにより、利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理、自治体への請求書発行、市町村は利用者の確認、利用状況の確認や請求書の確認などを行うことができるようになります。

総合支援システムは国によりガバメントクラウド上に構築されており、全ての市町村が利用することができます。総合支援システムの利点としては、利用者がスマートフォンやタブレット等を使用して、いつでもどこでも手続ができることであると考えております。

当町においても、利用者や事業者の利便性を考慮した上で、総合支援システムを利用していくことを検討しているところです。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今の段階で私もまだそのシステムについて把握があまりできていないんですけども、導入してから保護者に利用いただくまでに十分な説明が必要だとい

うふうに思いますので、もう導入することは決めておられるということなので、できるだけ早い情報発信ですね、お願いしておきたいと思います。

そうしましたら、6点目の質問です。こども誰でも通園制度については、先ほどから申し上げているように来年の4月から本格的な実施を踏まえて、先ほどからありますように2024年4月から一部の自治体で試行的事業が実施されています。

その中でですね、問題指摘されていますのが、通告書にも書きましたように、国から支給される乳児等支援給付費だけでは事前の面談等にかかる費用を賄えず、子どもの安全を守るための十分な運営が確保できないという点です。

こども誰でも通園制度を利用すると、保護者が事業所に利用申込みをし、事前面談を行った上で受入れとなります。

しかし、事業者が受け取れる収入は保護者の自己負担もありますが、それ以外では「子どもが通園制度を利用した時間」×「国からの支給される単価（公定価格）」の分しかありません。

そのため事業者が経営を継続するためには、なるべく少ない保育者で多くの子どもをスキマ時間なく受け入れるほかありません。保護者との事前面談は給付の対象となっておらず、丁寧にやればやるほど人手が取られ経営を圧迫するので、事前面談がおざなりになってしまふというケースもあります。

こうしたとにかくいろいろな子どもをどんどん受け入れるほか、収入を得る手立てがないという構造自体、非常に問題だというふうに思います、こうした問題点について、町はどのように今後、対応していくかと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こども誰でも通園制度実施に係る事前の面談ですとか費用負担についてのご質問ですが、この制度につきましては、利用者が初めて事業所をする際には、事業者が面談を実施して利用者の受入れ可否を判断するものとされております。

この面談については、現在の試行実施において事業所への委託金の支払いが行われておりません。利用者の中には面談だけを受けて実際に利用しない人もおり、面談に係る人件費等の費用を事業者が賄うことができないとの課題があると聞いております。

このような課題については、既に国が主催する交流会等でこども家庭庁、都道府県市町村が情報共有しており、国においては施行実施における課題や問題点を踏まえて、令和8年度からの本格的実施に向けて利用者負担、公定価格、設備、運営等の基準を検討

されております。

当町といたしましては、国が決定される事業方針や公定価格等に注視するとともに、事業者への丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 試行的実施の中で、国の公定価格が低過ぎるということで指摘もされておりまして、国ほうも検討するということで、まだその公定価格が示されていないというのが非常に問題なんですけども、今後、国が示してくる公定価格で民間業者が十分な運営ができないという可能性も考えられると思うんです。

試行的実施をされている自治体の中では、独自に民間業者に対して補助を出すなどということもやっておられる経験があるというふうにお聞きをしています。

斑鳩町もですね、これは子ども通園制度じゃないんですけど、保育のほうですね、民間の保育所さんに対して保育士さんの賃金であったりとかいろいろな補助をされていますので、この子ども誰でも通園制度のほうもですね、実際に運営していかないと分からぬ部分もあるとは思いますが、業者のほうともきっちと話をさせていただいて、子どもたちにとって、やっぱり安全な運営ができるように町としても協力をしていっていただきたいというふうに思いますので、その点については要望をしておきます。そうしましたら、この質問については以上で終わります。

それでは次の質問ですが3点目は、国民健康保険被保険者証についてです。

先日、新聞で、「保険証を捨てないで。国保期限切れでも来年の3月まで受診できます」というタイトルの記事が掲載されていました。

その記事では、「7月以降に保険証の有効期限を迎える国民健康保険加入者について、厚生労働省は2026年3月末まで従来の期限切れの保険証や資格情報のお知らせでも保険医療を受診できるよう、6月27日に事務連絡を出した」と書かれています。

この点について、厚生労働省がどのような理由、目的でこうした対応をなされたのか、また被保険者への周知等はなされているのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 厚生労働省は、健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いといたしまして、令和7年6月27日付の事務連絡で、令和7年8月1日以降、多くの自治体で国民健康保険の保険証の有効期限切れにより、順次、失効していくことにより気づかずには有効期限が切れた保険証を引き続き、持参してしまう患者、保険証の切替えに伴って通知された資格情報のお知らせのみを持参する患者が医療機関等を訪れ

ることも当面は想定されることから、患者が、有効期限を迎えた従来の保険証からの切替えやマイナ保険証の電子証明書の有効期限の更新等への対応が必要な中において、こうした移行期間の対応として患者に10割負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、医療機関等の現場における実態を勘案すれば暫定的な対応として差し支えないものとされ、こうした暫定的な対応は、最後に切り替わる保険証の有効期限が令和7年12月1日であることから、令和8年3月までの対応とし、併せて医療機関等から患者に対し、次回以降はマイナ保険証または資格確認証を持参していただくよう働きかけることについて協力していただきたいとされており、制度の移行期間について、医療機関等で混乱なくスムーズに実施してもらうため協力を要請されているもので、市町村にこの周知を求める依頼をされているものではないことから、町といたしましては特段に周知を行っていないところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私はこの記事をぱっと読んで、知らなかつたら保険証の期限が切れたからって捨ててしまうと思うんです。

そのことを知らないことによって、被保険者の方が不利益を受けることはないのかなと、ちょっとと思っていたんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） この取扱いが8月1日から始まっておりまして、現在1か月少したつわけですけれども、その辺の混乱を生じている等の医療機関等からの連絡でありますとか、住民さんからご連絡は受けておらない状況なので、現場としては医療機関等でスムーズにいってるのかなというふうに把握しております。

また、その記事等を読まれた方がいらっしゃったとして、保険証はもう要らないのかというようなところも問合せ等はございませんので、その辺の問合せが多かった場合は、何らかの対応もとは思いますけれども、今のところその必要性はないのかなと感じているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今のところそういう問合せ等はないということなんんですけど、これ、実際に7月31日の期限切れの保険証を持って窓口に行ったときというのは、医療機関に対してその資格の有無の確認をしてくださいということですけど、その切れた

保険証でどういうふうに確認をするんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 基本的にはですね、資格情報のお知らせというのを市町村からお送りさせていただいているので、まずはそれをお持ちかどうかというところを確認していただきたいということになっております、医療機関においては。

その辺お持ちでない場合は、市町村、斑鳩町等に問合せをいただく、ご本人さんから問合せをいただく等をもちまして、役場としましてもその人が資格があるかどうか等の可能な限りの対応をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それは医療機関のほうから町に対して確認するんじゃなくて、本人さんが町に確認をするんですか。それでも本人さんは町に聞いて「大丈夫ですよ」と言われましたと、医療機関に言ったら、切れていても別に通じる話かなと思うんですけど。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 基本的には医療機関等からの問合せになります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今のところ問合せはないですね。でも、あった場合にはきちんと対応していただけるというふうに理解をしておいてよろしいですかね。

今回、こうした記事によって町民さんの中で不利益を受ける方があってはいけないというふうに思って質問をさせていただきましたが、今のところ混乱はないという状況と、あと、そうした問合せがあったときもきちんと町として対応していただけるということを確認できましたので、この質問については終わっておきたいと思います。

この間いろいろ質問もさせていただきましたけど、マイナ保険証に切替えをしていく中で、やはり窓口でのトラブルとかいろいろな事案が起こってまして、やはり被保険者の方が不利益を受けることのないように町としても今後、丁寧に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしておきます。

そうしましたら、4点目の質問に移ります。

4点目は、外国人の人権の尊重についてです。日本では2015年に国会で提出された人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案を原案に、2016年6月いわゆるヘイトスピーチ解消法が成立しました。世界がグローバル化する中、日本にもたくさんの外国人が流入し、観光のような一時的な滞在だけでなく、実際に居

住し生活をされています。

私自身、町内でも日常的に外国籍の方をお見かけします。文化の違いを認め合い、お互いの人権を尊重し、地域での共生を目指す取組みが求められていると強く実感しています。しかし、今年に入り選挙に乗じて外国人に対する差別的なヘイトスピーチが各地で起こりSNSでも多く見られるようになりました。

ある政党は日本人ファーストを唱えることで外国人を差別化し、男女共同参画も間違ったと街頭で演説するなど、これに対して批判もありますが賛同意見も異常な拡大を見せています。

私たちには言論の自由や政治的思想の違いもありますが、それはモラルや人権の上に成立するものであり、どんな人種、職種、障害、多様な性も排除したり争いを生むような誹謗中傷は慎まなければなりません。

今回、当町でも同様な動きや言動で町民が惑わされないよう、外国人の人権を尊重するという視点で、こうした状況について町の見解をお尋ねしたいと考え、質問に上げさせていただきました。

それでは、順にお尋ねしたいと思います。

ではまず1点目の在留外国人の状況について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 在留外国人の状況といたしまして、過去3年間の人口推移、国籍別内訳についてお答えをさせていただきます。

まず、現時点及び過去3年間の人口の推移でございますが、現時点で令和7年度7月末現在で268人でございます。令和6年度末では計269人、令和5年度末では、計231人、令和4年度末では計223人でございます。

次に、国籍別内訳でございますが、人口の多い順に5か国申しあげますと、現時点で令和7年度7月末時点ベトナムの方84人、韓国の方38人、中国の方33人、ペルーの方19人、インドネシアの方18人でございます。続いて、令和6年度末ではベトナム78人、韓国37人、中国32人、インドネシア20人、ペルー19人でございます。続いて令和5年度末ではベトナム46人、韓国38人、中国33人、インドネシア25人、ペルー19人でございます。最後に、令和4年度末ではベトナム47人、韓国37人、中国32人、ペルー23人、インドネシア18人でございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○ 12番（木澤正男君） 総数としても傾向としては増えてきており、特にベトナムの方が増えてきているということが分かります。

それでですね、次に2点目なんですけれども、外国人への行政に関わる優遇論がとある政党から街頭やSNSで拡散され、それを信じる若い有権者が非常に多いという報道もされています。

そこで、行政に関わる外国人優遇論の代表的な内容について、その真相をお尋ねしたいと思います。「日本人の税金で外国人を優遇するな、日本人を優先しろ」という内容がありますが、町内在住で働く外国人の税金徴収について、所得税や住民税、固定資産税、消費税、自動車税など外国人が特別に優遇されることがあるのかどうか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 在留外国人への税の優遇制度についてのご質問です。

斑鳩町が課税している町税について、在留資格を持った外国人の人への優遇措置、優遇制度はございません。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○ 12番（木澤正男君） 優遇制度はないということをはっきり確認しておきます。

次に3点目ですが、生活保護では全体の3分の1の世帯が外国人が受給しているという優遇論がありますが、当町で生活保護を受給されている外国籍世帯の割合について教えていただきたいのと、また、外国籍の方が生活保護を受けやすいという優遇制度があるのかどうかについてもお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 生活保護受給世帯のうち外国籍の世帯の割合、及び当該世帯に対する生活保護申請の優遇制度の有無に関するご質問でございます。

当町における生活保護の実施機関である中和福祉事務所に確認をいたしましたところ、当町の生活保護受給世帯のうち外国籍の世帯の割合は、令和7年8月末時点で4.73%のことです。

また、外国籍世帯に対して生活保護申請が優遇される制度があるかということについてまして、そのような制度はなく日本人世帯と同様に審査されるということでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○ 12番（木澤正男君） 外国籍の方の生活保護の受給率が4.73%ということと、生活保護の申請に係る外国籍の方の優遇制度はない、ということははっきりと確認をして

おきます。

NHKや毎日新聞など各種報道などである政党の外国人蔑視の発言は不正確や誤りがあるとの指摘の報道があります。日本で働く外国人は日本人と同じように税金や年金、社会保険料も払っています。なので公共サービスや医療を受ける権利は平等にあり、日本経済を支える一員です。

先ほど、町内の外国籍の方の生活保護受給世帯の割合が4.73%ということでしたが、これを日本全体で見ますと2.9%という低さであり、よく「生活保護目当てで来日している」というのも完全な間違いだということが分かると思います。

生活保護の審査は厳しく、在留資格が不安定な人が受けられることはまずありません。厚生労働省の調査で在日外国人の人口が増加しても、生活保護受給世帯は過去15年間、ほぼ2.9%で横ばいとなっており、さらに外国人の犯罪件数は減少を続け、検挙全体の5.3%にすぎず、犯罪が増えたというのもデマであるということが分かります。また、「外国人の学生は奨学金の優遇がある」というデマについては、文部科学省がはっきりと否定しています。

参議院選挙で外国人蔑視を訴える政党がいる中、外国人や難民などの人権問題に取り組むNGO団体が7月8日、参議院選挙にあたり、排外主義の扇動に反対するNGO緊急共同声明を発表しました。

声明は全国のNGOやNPOなど計266団体が賛同されています。非常に大切で道理ある声明なので、最後の数行を紹介したいと思います。「ヘイトスピーチ、とりわけ排外主義の扇動は外国人、外国ルーツの人々を苦しめ、異なる国籍、民族間の対立をあおり、共生社会を破壊し、さらには戦争への地ならしとなる極めて危険なものです。私たちは選挙にあたり、各政党候補者に対し排外主義キャンペーンを止め、排外主義を批判すること、政府自治体に対し選挙運動におけるヘイトスピーチが許されないことを徹底して広報することを強く求めます。また、有権者の方々には外国人への偏見の扇動に乗せられることなく、国籍、民族にかかわらず誰もが人間としての尊厳が尊重され、差別されずに平和に生きる共生社会をつくるよう共に声を上げ、また1票を投じられるよう訴えます」と締めくくっています。

そこで、町長にお尋ねしたいと思います。参議院選挙で見られたような排外的なヘイトスピーチや過剰なデマに対して、町の立場や町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 議員おっしゃるようにやはり差別・偏見というのは決してあって

はならないものでございます。

本町といたしましても、当然のことながら憲法が保障する基本的人権の尊重を堅持し、いかなる差別も容認しない立場でございます。人権教育や研修の機会を通じまして、ヘイトスピーチの問題性を深く理解し、差別や偏見のない社会を築いていくという意識を高めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町長の口からきちっとお聞きできたことはよかったですというふうに思います。

今回、こうして排外主義を捉える政党が議席を伸ばしたという結果に非常に私も危惧をしていますが、今後こうしたことが助長されていくことのないような対応が必要になってくるというふうに思いますので、町のほうでもですね、このヘイトスピーチが許されないことを含めた町民の皆さんのが扇動されないような啓発を行っていただきますことを要望いたしまして、私の一般質問は、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れ様でした。

（午前10時53分 延会）